

議案第 1 1 3 号

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例
を次のとおり制定する。

平成 3 0 年 9 月 3 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する
条例

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成 4 年川崎市条例
第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項の表の(1)の項中「又は事務所」を削り、同表の(2)の項を次のよ
うに改める。

(2)	3 0 0 平方メ ートル	3 5 0 平方メ ートル	6 0 0 平方メ ートル	3 0 0 平方 メートル
-----	------------------	------------------	------------------	------------------

附 則

この条例は、平成 3 0 年 1 1 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

建築物に附置すべき特定自動車用駐車施設の基準を緩和するため、この条例を制定するものである。